

改正後

第一条 酸素欠乏症等防止規則第十二条第一項の規定による特別の教育は、学科教育により、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行うものとする。

(略)	科目	範囲	時間
	事故の場合の 退避及び救急 そ生の方法	墜落制止用器具等並びに救出用の設備及び器具の使用方法及びに保守点検の方法 人工呼吸の方法 人工そ生器の使用 方法	一時間

第二条 酸素欠乏症等防止規則第十二条第二項において準用する同条第一項の規定による特別の教育は、学科教育により、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行うものとする。

(略)	科目	範囲	時間
	事故の場合の 退避及び救急 そ生の方法	墜落制止用器具等並びに救出用の設備及び器具の使用方法及びに保守点検の方法 人工呼吸の方法 人工そ生器の使用 方法	一時間

改正前

第一条 酸素欠乏症等防止規則第十二条第一項の規定による特別の教育は、学科教育により、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行うものとする。

(略)	科目	範囲	時間
	事故の場合の 退避及び救急 そ生の方法	安全帯等並びに救出用の設備及び器具の使用方法及びに保守点検の方法 人工呼吸の方法 人工そ生器の使用 方法	一時間

第二条 酸素欠乏症等防止規則第十二条第二項において準用する同条第一項の規定による特別の教育は、学科教育により、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行うものとする。

(略)	科目	範囲	時間
	事故の場合の 退避及び救急 そ生の方法	安全帯等並びに救出用の設備及び器具の使用方法及びに保守点検の方法 人工呼吸の方法 人工そ生器の使用 方法	一時間

(傍線部分は改正部分)